

相談・貸付から返済までのながれ

- 1 お住まいの区市町村窓口へご相談ください。
窓口で世帯の生活状況等を伺い、対象者であるか確認します。
- 2 貸付金の種類に応じて、必要な書類を用意し、借入申込書を記入します。
必要書類は、ご相談内容によって追加される場合があります。
- 3 申込み関係書類を区市町村窓口に提出してください。
- 4 貸付実施機関(東京都社会福祉協議会)で審査を行います。
審査の結果により貸付できない場合もあります。
- 5 東京都社会福祉協議会から借入申込者および連帯保証人宛に審査結果通知(貸付決定の場合は借用書など)を送ります。
- 6 借用書に、借受人、連帯保証人の自筆署名・押印(実印)し、必要書類とともに区市町村窓口に提出してください。
- 7 貸付金が送金されます(借受人ご本人口座)。
※貸付申請から貸付交付まで、2~3週間程かかります。
※貸金使途の確認のため、原則2週間以内に領収書を区市町村に提出してください。
- 8 据置期間(6ヶ月)の後、返済が開始されます。
- 9 返済が完了すると、借用書が返送されます。

☆重要

申込期間は平成26年4月1日から平成27年2月中旬までです。
(詳しくは区市町村窓口にご確認ください。)
ご相談はお早めに!

ご返済について

- 1 貸付金は、無利子です。ただし、借用書で約束した返済期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して年利10.75%の延滞利子が発生します。
- 2 返済方法
① 借入額を返済月数で毎月返済する均等返済です。
(端数処理は最終回)
② 返済は、原則として金融機関からの口座引落しとなります。

返済の免除(償還免除)について

受験生チャレンジ支援貸付事業貸付金では、高校・大学等へ入学した場合、返済が免除(償還免除)されます。

免除に際しては、免除申請書とともに入学した高校・大学等の入学証明書や学証明書などを提出していただきます。

また、その他にも償還免除の適格要件に則り免除される場合がございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

※ 本資金の返済が免除(償還免除)された場合は、免除された金額分について一時所得と見なされます。必要に応じて確定申告などの手続きをしてください。
また、償還免除を受けるためには、必ず領収書の提出が必要になります。

個人情報取扱いについて
この資金のご利用に際して得た個人情報、(東京都社会福祉協議会個人情報保護規程)に基づき取り扱います。
社会福祉法人東京都社会福祉協議会

お申込み先 お住まいの区市町村窓口

平成26年度

受験生 チャレンジ支援 貸付事業 貸付金のご案内

中学3年生
高校3年生を
対象に塾費用や
受験料の貸付を
無利子で行います!!

さらに

高校、大学等に
入学した場合

返済が免除
されます!!

提供資料5

東京都

東京都 受験生チャレンジ支援貸付事業

検索

東京都 R70

受験生チャレンジ支援貸付事業 区市町村窓口一覧

区市町村	窓口	電話	窓口	電話
千代田区	保健福祉部福祉総務課	03-5211-4211	武蔵野市社会福祉協議会	0422-23-0701
中央区	中央区社会福祉協議会	03-3206-0506	三鷹市社会福祉協議会	0422-46-1108(代)
港区	子ども支援課母子とも家庭課	03-572111(2)046	健康福祉部福祉総務課	0422-1111(内)2651
新宿区	新宿区社会福祉協議会	03-5292-3250	福祉保健部地域推進課	042-335-4161
文京区	文京区社会福祉協議会	03-3812-3040	昭島市社会福祉協議会	042-544-0388
台東区	台東区社会福祉協議会	03-5828-7547	阿市市社会福祉協議会	042-481-7693
墨田区	福祉保健部厚生課	03-5608-6151	町田市社会福祉協議会	042-722-4898
江東区	受験生チャレンジ相談窓口	03-3647-5660	小金井市社会福祉協議会	042-386-0294
品川区	健康福祉部生活福祉課	03-377111(内)514	小平市社会福祉協議会	042-349-0151
目黒区	健康福祉部課	03-5722-2249	調布市社会福祉協議会	042-586-0611
大田区	大田区社会福祉協議会	03-3736-2021	東村山市社会福祉協議会	042-384-6333
世田谷区	世田谷区社会福祉協議会	03-5431-5355	国分寺市社会福祉協議会	042-324-8311
渋谷区	渋谷区社会福祉協議会	03-5457-2200	健康福祉部福祉総務課	042-376-2111(内)404
中野区	健康福祉部生活福祉課分野	03-3228-8889	福生市社会福祉協議会	042-582-2121
杉並区	杉並福祉事務所総務課	03-3988-9104	狛江市社会福祉協議会	03-9488-0294
豊島区	杉並福祉事務所南戸事務所	03-5306-2611	東大和市社会福祉協議会	042-564-0012
豊島区	杉並福祉事務所高戸事務所	03-3332-7221	清瀬市健康福祉部生活福祉総務課	042-492-3111(内)67
北区	豊島区社会福祉協議会	03-3981-2930	福祉保健部福祉総務課	042-470-7741
北区	北区社会福祉協議会	03-3907-9494	武蔵野市社会福祉協議会	042-586-0061
荒川区	荒川区社会福祉協議会	03-5615-3440	健康福祉部福祉総務課	042-338-6953
板橋区	板橋福祉事務所(原庁舎)	03-3579-2322	福城市社会福祉協議会	042-378-3366
板橋区	赤塚福祉事務所	03-3938-5126	羽村市社会福祉協議会	042-554-0304
志村区	志村福祉事務所	03-3968-2331	あきる野市社会福祉協議会	042-589-6711
練馬区	練馬総合福祉事務所	03-5984-4742	西東京市社会福祉協議会	042-422-2010
練馬区	光が丘総合福祉事務所	03-5997-7714	瑞穂町社会福祉協議会	042-557-0159
練馬区	石神井総合福祉事務所	03-5993-2902	日の出町社会福祉協議会	042-597-4848
大塚区	大塚総合福祉事務所	03-5905-5263	練馬区福祉課	042-598-3121
生活保護指導課		03-3880-5419	奥多摩町社会福祉協議会	0428-83-3655
千住福祉課		03-3888-3141	大島社会福祉協議会	04992-2-3773
東部福祉課		03-3805-7105	住民課	04992-9-0011
西部福祉課		03-3897-5011	新島村社会福祉協議会	04992-5-1239
北部福祉課		03-3883-6800	神楽岡村社会福祉協議会	04992-8-0819
葛飾区	葛飾区社会福祉協議会	03-5671-5175	村民生活課	04994-5-0904
江戸川区	江戸川区社会福祉協議会	03-5662-7638	葛飾区福祉課	04994-8-2121
八王子市	八王子市社会福祉協議会	042-920-7436	八丈町社会福祉協議会	04996-2-2609
立川市	立川市社会福祉協議会	042-529-8300	葛七福祉課	04996-9-0111
			小笠原村 村民課	04998-2-3939

貸付資金の内容

学習塾等受講料貸付金	
対象	中学3年生・高校3年生
貸付の範囲	対象となる学習塾等の費用
貸付限度額	200,000円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。*

貸付対象となる学習塾とは
 ・児童、生徒または学生を対象とし、有償での学力の教授を直接または通信で行うもの
 ・一定期間以上運営を継続していること ・家庭教師は除く

受験料貸付金(高校受験料)	
対象	中学3年生
貸付の範囲	対象となる高等学校等の受験料 ・1度の貸付で4回(校)分の受験料まで貸付可
貸付限度額	27,400円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。*

貸付対象となる高等学校等とは
 ・学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校 (同法第1条)

受験料貸付金(大学受験料)	
対象	高校3年生
貸付の範囲	対象となる大学等の受験料 ・1度の貸付で3回(校・学部)分の受験料まで貸付可 ・1校あたりの受験料は3万5千円まで
貸付限度額	105,000円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。*

貸付対象となる大学等とは
 ・学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校、各種学校 (同法第1条、第124条、第134条)

(両資金共通)	
貸付利率	無利子
据置期間	貸付を行った年度の末日から6ヶ月以内
貸付の範囲	原則未払いであるが、既払いでも申請可能
連帯保証人	1名必要(両資金を利用する場合は同一の連帯保証人でもよい)
返済(償還)期間	据置期間経過後5年以内

ご利用いただける方
 次の全てに該当し、区市町村窓口において受験生チャレンジ支援貸付事業の対象者であると判断された方。

- 1 世帯の生計中心者(20歳以上、原則として世帯主)であること
- 2 課税所得又は総収入金額が一定基準以下であること

扶養人数	0人(単身)	1人	2人	3人	...
総収入(年間)	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下	
- 3 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
- 4 土地・建物を所有していない(現在居住している場所は除く。不動産所得がある場合は、対象とならない場合がありますので、ご確認ください。)
- 5 都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること
- 6 生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の構成員でないこと

※詳細については、お住まいの区市町村窓口へお問い合わせください。

受験生チャレンジ支援貸付事業実績(貸付決定件数・金額)について

(単位:件、千円)

年度	学習塾				受験料				合計	
	中三		高三		中三		高三		件数	金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
20年度	535	78,389	284	52,522			392	33,893	1,211	164,804
21年度	1,807	262,372	810	149,146			1,015	86,193	3,632	497,711
22年度	2,964	567,626	1,185	216,774	1,713	46,947	1,375	115,262	7,237	946,609
23年度	3,164	607,967	1,094	203,318	2,037	53,969	1,380	113,072	7,675	978,326
24年度	3,474	665,913	1,307	240,774	2,324	51,360	1,656	134,377	8,761	1,092,424
25年度	3,487	674,125	1,345	248,279	2,508	55,187	1,755	142,280	9,095	1,119,871

自立生活スタート支援事業 貸付のご案内

「自立生活スタート支援事業貸付制度」は、東京都の補助により東京都社会福祉協議会（以下、東社協）が実施する公的な貸付制度です。児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行います。

貸付後、自立にむけた真摯な努力をし、学校の卒業や3年以上の継続勤務等の一定条件を満たした場合には、申請によって返済が免除されます。

1. 対象となる方

次の4つの項目のすべてに該当する方

1	対象となる方・施設等の種類	<p>■ 下記施設等の利用者の方であること。 ①児童養護施設 ②児童自立支援施設 ③自立援助ホーム ④養育家庭 ⑤ファミリーホーム</p> <p>■ 退所間近、または退所予定が具体的に決まっている方。または、退所してから5年以内で、施設等からの連絡がとれる方。 ※「退所後5年以内」での申請の場合、原則として、施設等を退所した方が単身で生活しているか、世帯の生計中心者である場合が対象となります。</p>															
2	居住地	<p>■ 借入申請時点で、都内に住民票がある方(実際の居住地と住民票が一致している) ※東京都の措置による児童養護施設の利用者で、施設が都外に所在するため住民票が都外にある方は対象となります。</p>															
3	収入の状況	<p>■ 世帯の1か月の収入が、下表「収入基準」の金額以内の方</p> <table border="1" data-bbox="467 1413 1449 1554"> <thead> <tr> <th colspan="5">＜平成25年度 収入基準表＞</th> </tr> <tr> <th>世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準</td> <td>177,000円</td> <td>261,000円</td> <td>319,000円</td> <td>376,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※収入には、就労収入以外の年金や手当も含まれますが、社会保険料、所得税、住民税は除きます。</p>	＜平成25年度 収入基準表＞					世帯人数	1人	2人	3人	4人	収入基準	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円
＜平成25年度 収入基準表＞																	
世帯人数	1人	2人	3人	4人													
収入基準	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円													
4	就労の状況 (大学等に進学する場合を除く)	<p>■ 償還(返済)開始時に就労していることが確定していて、返済の見込みが立てられる方。 ※施設等退所に申請する場合には、原則として、すでに就労している、もしくは就職が内定している、転職先が決まっていることが必要となります。 ※生活保護受給中の方や、生活保護受給を見込んだ退所計画の方は貸付対象外となります。</p>															

※外国籍の方の場合 次の①～③のいずれにも当てはまること。

- ① 外国人登録が行われている。
- ② 在留資格が「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」のいずれかである。
(「定住者」の場合は東社協へご相談ください)
- ③ 将来とも日本国内に永住する見込みがある。

2. 借入申込者

- 借入申込者（資金を借りる方）は、「1. 対象となる方」に当てはまる方です。
- ※ 借りに当たっては、「施設等の長の推薦書」が必須となります。
- ※ 連帯保証人は不要です。

3. 貸付資金の内容

■ 利子について

- 貸付利子は年利3%です（ただし、就学支度資金は無利子）。
- いずれの資金も、借用書の償還期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して、延滞利子(年利10.75%)が発生します。

■ 貸付上限金額について

- 複数の資金を同時に借り入れることが可能です。ただし、あわせて80万円が上限になります。

■ 利用上の注意

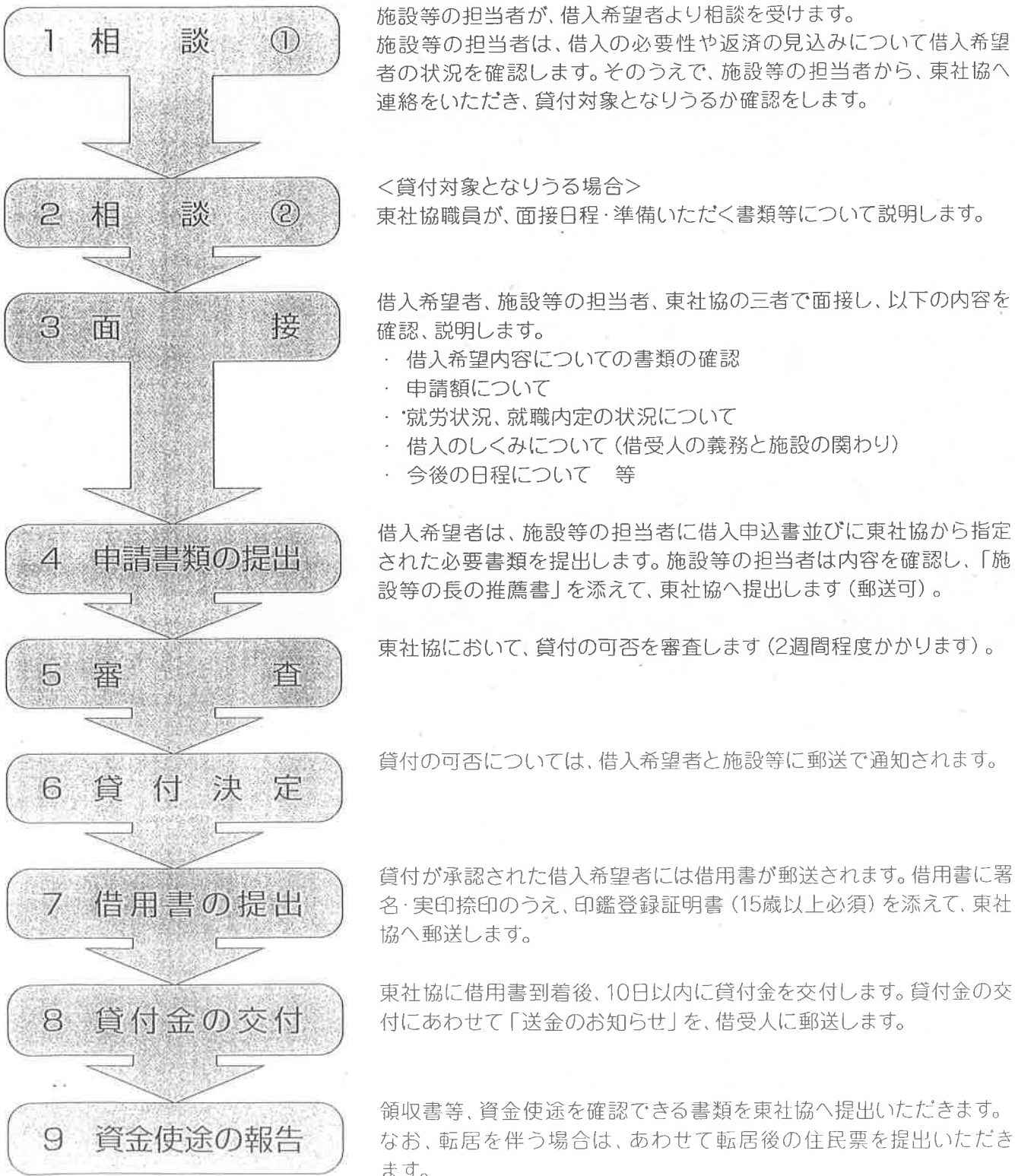
- いずれの資金の場合も原則未払いの経費を対象とし、見積書等で必要額を確認した上で限度額の範囲内で貸し付けます。ただし、支払い済の経費であっても資金計画を確認し必要性が高いと認められる場合には、経費を支払った年度内に限り申請を受け付けます。
- 具体的な資金使途は、制度の趣旨に照らして個別に審査されます。なお、審査によって貸付が不承認となることもあります。
- 資金交付後、申請に不正が認められたり、借入目的に反する資金使用が確認された場合は、借受人に対して資金の一括返済を求めます。

資金種類 (利率)	貸付限度額	据置期間 (無利子期間)	償還(返済) 期間	資金の利用目的
転居資金 (年3%)	320,000円	6か月以内	7年以内	・施設を退所して、賃貸住宅等へ転居する際に必要な敷金、前家賃、運送代等 ・退所後の転居の場合は、転居の事情に必要性が認められる場合に限られます。
就職支度資金 (年3%)	100,000円	3か月以内	3年以内	・通勤するのに直接必要な被服、履物、定期代等の経費（就労が内定しており、据置期間終了までに就労開始となる必要があります。）
技能習得資金 (年3%)	300,000円	6か月以内	7年以内	・就職するために必要な知識技能（原則として、就労が内定していて、その仕事内容に直結する技能）を習得するための経費 ※自動車運転免許（普通）等
就学支度資金 (無利子)	500,000円	6か月以内	7年以内	・高校卒業後、進学する際に初回納入金として要する経費 ①学校教育法に規定する高等専門学校、短期大学、大学、専修学校※専修学校は条件があります。 ②大学校（在学中の身分が学生（公務員ではない）であり、卒業により学位が取得できるもの） ③その他の学校についてはお問い合わせ下さい。

<返済額の例>

借入額	利率	返済期間	毎月の返済額 (最終回の返済額)	総返済額
10万円	年3%	3年 (36回)	2,890円 (3,475円)	104,625円
30万円	年3%	7年 (84回)	3,940円 (4,855円)	331,875円
32万円	年3%	7年 (84回)	4,210円 (4,570円)	354,000円
50万円	無利子	7年 (84回)	5,950円 (6,150円)	500,000円

4. 相談から資金交付までの流れ



5. 償還（返済）について

- (1) 貸付利子は年利3%（就学支度資金は無利子）です。ご返済は、口座引落としによる月賦返済となります。
- (2) 資金交付後、据置期間を経て償還期間に入ります。据置期間中に償還することもできます。据置期間中に返済された金額は無利子の扱いとなります。借用書の償還期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して、延滞利子(年利10.75%)が発生します。
- (3) 償還期間中は3か月に一度、「償還残額のお知らせ」が送付され、完済すると、「償還完了のお知らせ」を発行し、借受人に借用書をお返しします。
- (4) 本資金の償還(返済)にあたっては、東社協と施設等が連携してご相談にあたります。そのため、「償還残額のお知らせ」等の書類は、施設等へも同じものが送付されます。
- (5) 償還(返済)期間中に、病気や失業等により、計画どおりの償還(返済)が難しくなった場合には、必ず、東京都社会福祉協議会または施設にご相談ください。
- (6) 何のご連絡もなく、一定期間を超えて滞納された場合は、「督促状」の発行のほか、必要に応じ訪問や面接の実施などの対応をします。悪質と判断される場合は法的措置をとる場合もあります。

6. 償還（返済）の免除について

- (1) 貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、下記の要件を満たした場合には、申請により償還(返済)が免除されます。

資金名	免除要件
転居資金 就職支度資金 技能習得資金	3年以上、継続して勤務した場合（ただし、福祉職場への勤務の場合には2年以上）
就学支度資金	就学支度資金を借り入れて進学した学校を卒業した場合

- (2) 償還(返済)免除までの期間は、毎年、生活状況の確認とあわせて、就労の継続（就学支度資金の場合は就学の継続）の状況の確認書類を提出いただきます。この提出がないと、免除は認められないことがあります。また、必要に応じて、「施設等の長の意見書」を提出いただくことがあります。
- (3) 償還(返済)免除が決定した場合には、借用書はお返ししません。また、免除された金額は一時所得の扱いとなりますので、各自、確定申告等の必要な手続きを行ってください。



※ご相談は随時お受けしております。早めにご相談下さい。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 自立生活スタート支援事業担当

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 Tel 03-3268-7238 Fax 03-3235-5979

自立生活スタート支援事業実績（貸付決定件数・金額）について

（単位：件、千円）

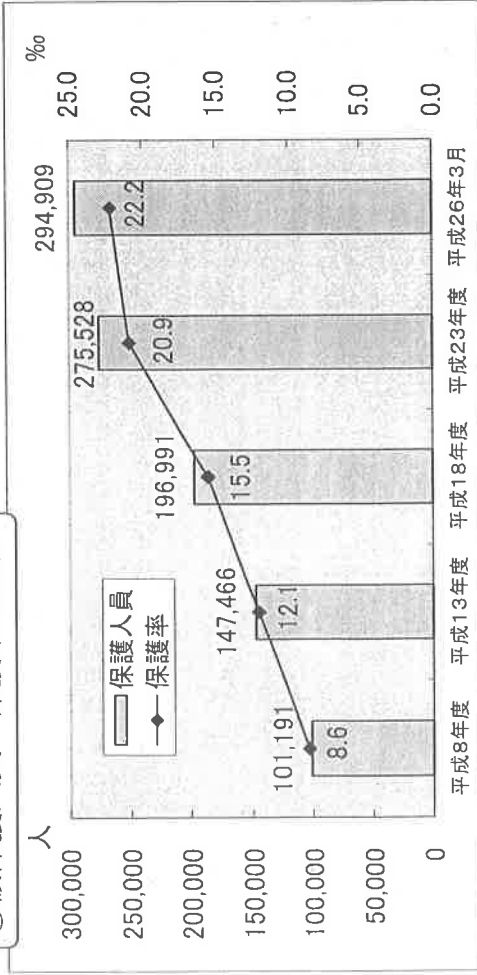
年度	転居資金		就職支度資金		技能習得資金		就学支度資金		計	
	貸付決定件数	金額	貸付決定件数	金額	貸付決定件数	金額	貸付決定件数	金額	貸付決定件数	金額
20年度	5(1)	1,223	3	300	5	1,471	8	2,894	21	5,888
21年度	10(2)	2,483	2	192	7	1,799	12	5,412	31	9,886
22年度	10	2,961	3	300	4	1,135	19	9,309	36	13,705
23年度	14	4,099	1	100	3	870	21	8,656	39	13,725
24年度	20(1)	6,215	2	200	2	592	26	12,082	50	19,089
25年度	18(1)	5,364	1(1)	100	3	900	19	9,500	41	15,864

※()内は婦人保護施設・母子生活支援施設の内数

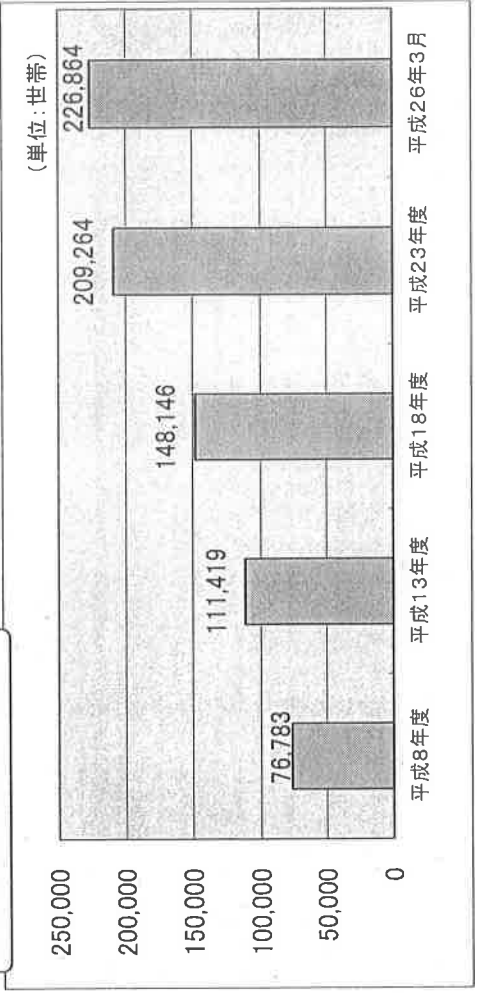
生活保護の動向（東京都）

直近（平成26年3月：停止中のものを含む）226,864世帯、被保護人員294,909人 22.2%

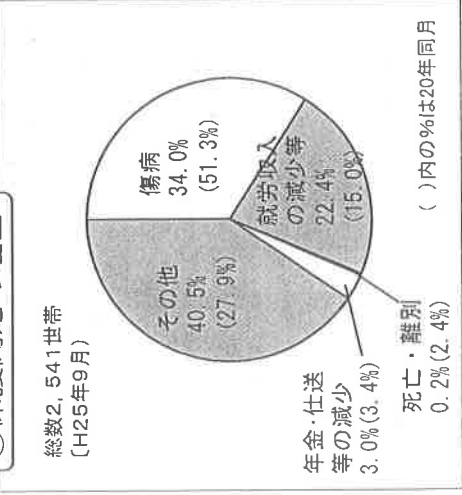
①被保護人員・保護率の推移



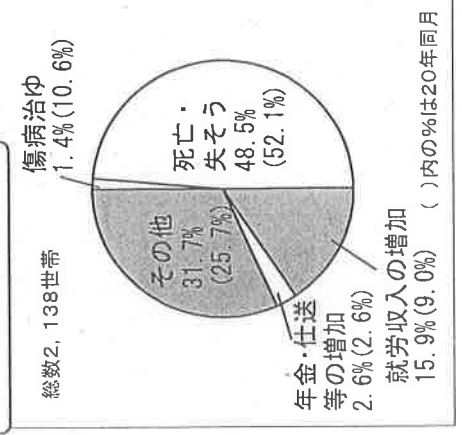
②被保護世帯数の推移



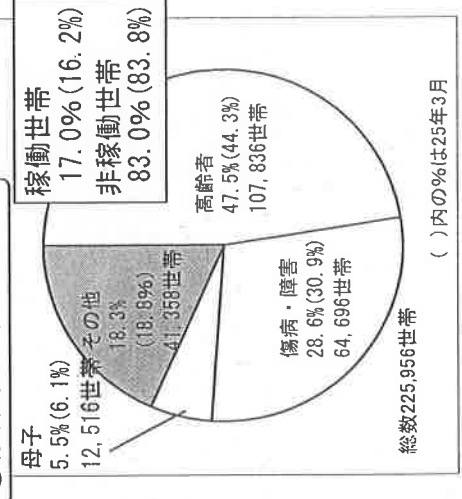
③保護開始の理由



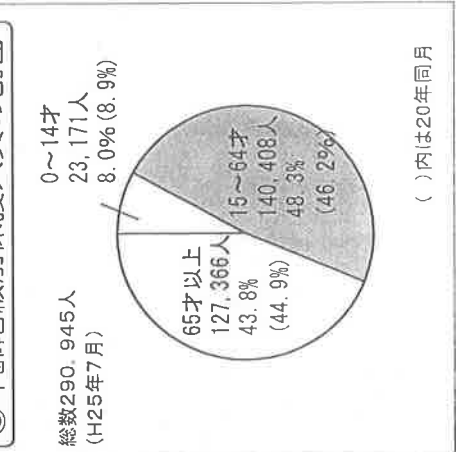
④保護廃止の理由



⑤被保護世帯の状況



⑥年齢階級別保護人員の割合



①②は年度内月平均の数字である。なお、停止中を含む。(福祉行政報告例)
 ③④⑥の数字は「平成25年 第2回被保護者調査年次調査結果」(東京都分)による。
 ⑤の数字は福祉行政報告例による。

生活保護法の一部を改正する法律について

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。

主な改正内容

1. 就労による自立の促進

- 安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

2. 健康・生活面等に着眼した支援

- 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。(※)

3. 不正・不適正受給対策の強化等

- 福祉事務所の調査権限を拡大する（就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創設する。）。
- 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乘せをする。
- 不正受給に係る返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺する。
- 福祉事務所が必要と認められた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。

4. 医療扶助の適正化

- 指定医療機関制度について、指定（取消）に係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入する。
- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。(※)
- 国（地方厚生局）による医療機関への直接の指導を可能とする。

施行期日

平成26年7月1日（一部(※)平成26年1月1日）

(注)第183回国会政府提案からの修正点・同国会（衆議院厚生労働委員会）における議員修正（保護申請に係る取扱い）は現行と変わらない旨を明確化)の反映
・ 施行期日の変更（3か月後ろ倒し）

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)

○ 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。

※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。

○ 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業)

○ 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」

・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」

・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」

・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定

○ 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

○ 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4

○ 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3

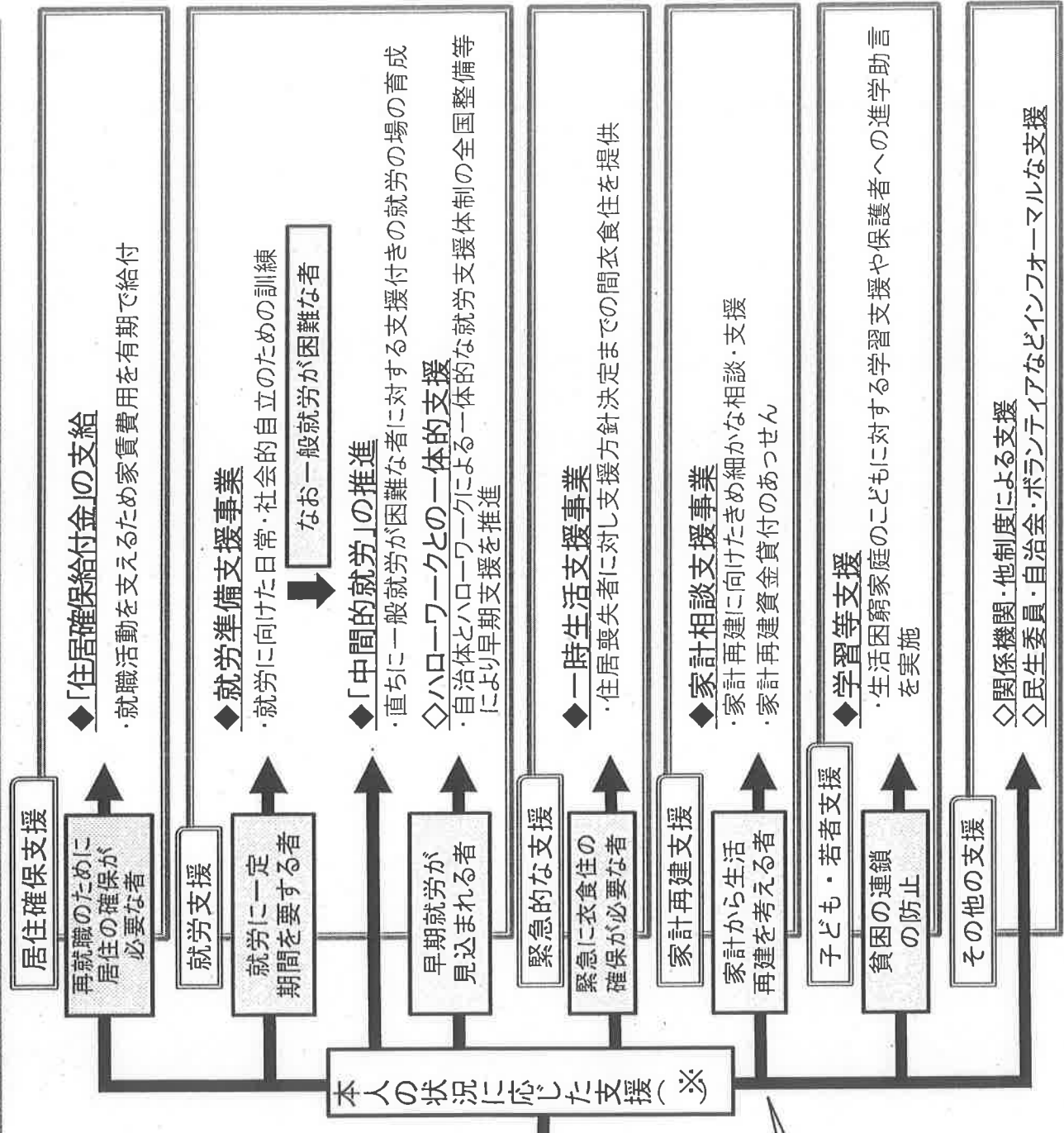
○ 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

※ 第185回国会で可決・成立。平成25年12月13日公布。

新たな生活困窮者自立支援制度



包括的な相談支援

◆**自立相談支援事業**

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意